静岡市（R4.11～）

インフルエンザ罹患証明書

静岡精華幼稚園長　様　　クラス名：

氏　　名：

上記患者は、インフルエンザに感染しているものと証明いたします。

症状出現日：　　年　　月　　日（発症０日）

診　断　日：　　年　　月　　日

医療機関名：

医　師　名：

学校保健安全法施行規則第 19 条第２項　インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）の出席停止期間『発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで』とあるため、この両方の条件を満たす必要があります。

○インフルエンザに関する出席停止「発症した後５日を経過」の考え方

０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目
発　症	←		**５日間**		→	**登園可能（※）**

（※）幼児の場合、さらに解熱した後３日を経過している必要があります。

○「解熱した後３日を経過するまで」の考え方

	０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目
発熱あり	**解　熱**	←	**３日間**	→	**登園可能**	→

インフルエンザ経過報告書（保護者記入）　　平熱（　　）℃

発症	月　日	朝の体温	夜の体温
０日目	月　　日	℃	℃
１日目	月　　日	℃	℃
２日目	月　　日	℃	℃
３日目	月　　日	℃	℃
４日目	月　　日	℃	℃
５日目	月　　日	℃	℃
６日目	月　　日	℃	℃
７日目	月　　日	℃	℃
８日目	月　　日	℃	℃
９日目	月　　日	℃	℃

★気になる症状等がある場合は、再度かかりつけ医へ受診してください。

※発症した日を０日として、次の日から５日間（計６日間）は登園できません。また、平熱となった日を解熱０日目とし、平熱で過ごせる日を３日間経過するまでとされています。